

かしま議会だより



めぐみ



第59号

令和8年7月24日



田植え(嘉島東小学校5年生)

目次 Contents

6月定例会	2～3
町政のここが聞きたい一般質問(9名)	4～12
一部事務組合議会報告・主な議会活動・議員研修受入	13
みんなのフォトコーナー・地域からこんにちは 編集後記	14



過去の議会だよりはコチラから↑

6月定例会

令和8年 第2回
6月定例会
6月9日～11日

報告4件のほか、専決処分2件、条例改正・制定、補正予算など提案された6件全てを承認・可決しました。

また、追加提案された人事案件3件について同意しました。

報 告

○令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

- ・16億6,370万6,504円を令和8年度に繰越して使用するもの

○令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告

- ・地方公営企業法第26条第1項に基づく建設改良費2,500万円を繰越して使用するもの
- ・地方公営企業法第26条第2項に基づき1,209千円を事故繰越して使用するもの

○令和7年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告

- ・地方公営企業法第26条第1項に基づく建設改良費2億8,374万3千円を繰越して使用するもの
- ・地方公営企業法第26条第2項に基づき1,459千円を事故繰越して使用するもの

○専決処分の報告について

- ・嘉島町東小学校校舎増築他工事契約を43,620,236円増額し1,555,285,116円に変更したもの

議案審議 承認・可決した案件

○専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第3号 嘉島町税条例の一部を改正する条例

- ・地方税法等の一部が改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行される事に伴うもの

○専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第4号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- ・地方税法等の一部が改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行される事に伴うもの

○嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定

- ・いじめ問題調査委員会及びいじめ問題再調査委員会の報酬を改正するもの

○嘉島町空き家等適正管理に関する条例

- ・空き家等の適正管理に関し必要な事項を定め、施策を総合的、計画的に推進し、町民等の生命、身体又は財産の保護及び生活環境の保全を図るためのもの

6月定例会

○東部台地土地区画整理事業擁壁設置工事（1-1工区）その1請負契約の締結

- ・契約の相手方 熊本県上益城郡嘉島町大字上島1674-1
宮本建設株式会社

- ・契約額55,770,000円

○令和8年度 嘉島町一般会計補正予算（第1号）

- ・既定の歳入歳出予算の総額に30,452千円を増額し、予算の総額を88億9,375万6千円とするもの。（主なもの：コミュニティ助成事業150万円、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金1,660万円、保育所等物価高騰対策支援金補助1,116千円、中高年就農初期投資支援事業費補助金2,500万円、土木災害復旧工事費1,000万円）

追加議案 可決・同意した案件

○人権擁護委員候補者の推薦

- ・人権擁護委員の牛嶋たけ子氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度候補者として推薦するもの。
- ・人権擁護委員の松山昌紹氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度候補者として推薦するもの。
- ・人権擁護委員の藤瀬幸廣氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるので、鶴田尚子氏を候補者として推薦するもの。

質疑

○嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

問：いじめ問題調査委員会、再調査委員会の日額報酬が会長10,500円、委員10,000円から「予算の範囲内で町長が定める額」に改正されているが、地方自治法第203条2の第5項で「報酬や費用弁償の額と支給方法は条例で定めなければならない」とされているにもかかわらず支給額が明記されていない理由は。

答：本委員会の性質として中立的な立場で意見を求めることになっており、町や学校と利害関係がある方には委嘱ができないこととなっている。そのため、さまざまな専門家が所属する職能団体に推薦依頼をお願いすることとなるが、推薦するにあたり、報酬金額を提示したうえで推薦依頼していたが、ある職能団体より一定金額以上の額を推薦条件として提示された。今後、他団体からの提示金額以上の申し入れも想定される。本委員会の性質上、迅速かつ専門的な対応が求められるということから、今回の提案となった。職能団体が示す提示金額の根拠や委員が担うそれぞれの立場における本委員会での業務量を考慮し、委員会と委員の間で報酬に関しての協議を十分に行ったうえで、委嘱を行う予定としている。



森下 文夫 議員

□ 普通自転車通行可の標識の設置について

2026年4月1日に道路

交通法が改正され、自転車の交通違反に対して「反則金」を課す、いわゆる青切符（交通反則通告制度）が改定されることになりました。

青切符の対象は、16歳以上で対象違反は113項目、反則金3000円～12000円程度となっています。

違反項目の中に歩道の通行ルールとして、13歳未満の方、70歳以上の方など、例外的に歩道通行可能で、原則自転車は車道の左側を通行するとなっています。

しかし、町内の場合、車道を自転車が行き通することは、非常に危険であるため、歩道を通行できるように「普通自転車通行可」の標識と標示の設置を行い、歩道の通行区分を明確にする必要があると思いますが、町として、歩道の自転車通行をどのように取扱うのか。

総務課長

自転車通行帯の整備につきましては、自転車利用者の安全確保及び交通事故防止を図る上で、重要な施策の一つである

と認識しております。

自転車通行帯の設置に当たりましては、単に道路幅員のみで判断するのではなく、道路構造や自転車及び自動車の交通量、走行速度、交通事故の発生状況、通学路等の利用実態、駐停車状況などを総合的に勘案し、道路管理者及び警察等の関係機関と協議の上、判断されるものと認識しております。

なお、自転車の歩道通行につきましては、道路交通法上、自転車が軽車両であることから、車道通行が原則であり、歩道通行は例外であります。

例外として、普通自転車歩道通行可の標識等がある場合や13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転する場合、また、交通量や道路状況から車道通行が危険でやむを得ない場合などに限り、歩道通行が認められています。

一方で、歩道はあくまで歩行者優先であることから、自転車が歩道を通行する場合には、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合

合には一時停止する必要があります。

町としても警察や交通安全団体と連携し、広報紙、防災行政無線、ホームページ、地域での交通安全教室等を通じて交通安全のルールを徹底し、すべての道路利用者が安全かつ安心して利用できる交通環境の整備



園田 義宣 議員

□ 令和8年9月1日からの道路交通法施行令改正に関する住民周知の考えは □ 住宅地等における農薬使用に関するガイドライン制定の考えは

問

道路交通法施行令の改正により、生活道路における自動車の法定速度が、標識がなくても時速30キロに引き下げられます。本町においても、対象となるセンターラインのない町道や住宅地内道路が非常に多く、多くの住民が日常的に利用しております。

しかし、この改正については、まだ十分に知られているとは言えず、知らないまま従来どおりに走行し、違反となる可能性もあります。また、通学路や高齢者の多い地域では、交通安全の観点からも極めて重要な改正であります。そこで伺います。
①この法改正について、町としてどのように認識しているのか。

総務課長

① 今回の法改正についての町の認識については、住宅地や通学路の身近な道路空間において、歩行者や自転車利用者の安全確保を図ることを目的として実施される交通安全対策と認識しています。

近年、生活道路では、通過交通の流入等により、歩行者や自転車と自動車とが近接して通行する場面が増え、特に高齢者や子どもをはじめとする交通弱者の安全確保が重要

備を一番に考えております。早急に警察や交通安全団体に要望し、設置できるよう取り組みたいと思います。また、今後設置する道路や歩道におきましても、すべての道路利用者の安全・安心を第一に考え設計したいと思います。



な課題となっております。

速度規制の実施に当たりましては、地域の交通実態や交通事故の発生状況、通学路の利用状況、沿道環境等を踏まえ、警察など関係機関において総合的に判断されるものと認識しております。

町といたしましても、地域住民や関係機関と連携しながら、必要に応じて道路標示、注意喚起、通学路安全対策等を含め、安全で安心して利用できる生活道路環境の整備に努めてまいります。

② いわゆる中央線がない道路はすべて30キロ規制の対象(但し、標識で別に最高速度を指定されている道路を除く。)であるため、特に影響が大きいと考えられる道路としては、住宅地内の生活道路や通学路などを想定しています。

また、通過交通(抜け道)として利用される道路や歩道整備が十分でない道路につきましては、速度抑制による安全性向上効果が期待されるものと認識しています。

③ 町としましても、速度が低下することで事故による被害防止が期待されることから、歩行者等の安全確保を図るため、県警等関係機関と協力して、町広報誌等を活用して住民への周知を図ってまいります。

問

国は平成25年通知において、住宅地周辺の農薬使用について健康被害防止のために慎重な対応を求めています。嘉島町ホームページでも「住宅地等における農薬使用について」と周知されていますが、添付されている国が作ったリーフレットは農地での散布と誤認しやすい作りとなっています。

ゆうすいの社では、散布前の事前周知なしに住宅に隣接した土地に除草剤が散布され、住民の方から健康被害の訴えも出ていますが、町として事実を把握していますか。

平成25年の国の通知は、町のホームページの中に出ていますが、住民への周知は十分と判断していますか。

条例制定には時間を要しますが、住民の不安は今の瞬間にも存在します。まずは、町として、①散布前の事前周知②住宅密接地での使用制限③学校・公園周辺での禁止④町有地での使用基準⑤苦情受付窓口を明記したガイドラインを早急に策定すべきではないですか。

水環境課長

平成25年4月26日
付けで農林水産省及

び環境省から「住宅地等における農薬使用について」という通知が発出されており、この通知では、住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項が示されています。

本町におきましても、この国の通知の趣旨を十分に理解しており、町ホームページにおいて、この通知の内容及、農薬使用に関する一般的な注意事項について、水環境課環境係及び農政課農政係から周知を図っております。

ご指摘のあった国のリーフレットでは、病害虫の防除を目的とした農薬を主な対象としています。スプレー式の殺虫剤や芝生等の雑草対策で使用する除草剤を含む」との注意書きがあることから、家庭用のものも含んでいる内容であると理解しています。

次に、住民の方からの健康被害の訴えが出ていることについて、町として事実を把握しているかとの質問ですが、町として具体的に把握している事実はありません。

次に、平成25年の国の通知について、町ホームページでの周知が十分であると判断しているかとの質問についてですが、現状のページが住民の方々にとって必ずしもわかりやすいとは言えない可能性があるので、よりわかりやすい表現での情報提供や広報誌に掲載する等多角的な広報が必要だと認識しています。

さらに、ガイドラインを制定すべきで

はないかとの質問でございますが、現時点において、本町として、住宅地等における農薬使用に関する独自のガイドラインを制定する方針はございません。

その理由としまして、第一に、住宅地周辺における農薬使用に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、国から通知がなされており、農薬使用者に対し、周辺住民への情報提供や散布方法への配慮が求められています。

本町では、この国の通知の趣旨を最大限尊重し、町ホームページでの周知徹底や、住民の皆様へのわかりやすい情報提供に努めていくことが、適切であると考えております。

第二に、ガイドラインを制定した場合、その実効性を確保するためには、継続的な監視体制や、違反した場合の措置なども含めて検討する必要がありますが、現状の本町の体制では、その運用に困難が伴うことが予想されます。

つきましては、ガイドラインの制定というかたちではなく、これまで以上に、国の通知の周知徹底と住民の皆様への丁寧な対応に努めてまいります。





春日 公和 議員

□ 鯉地区水路整備に伴う道路 拡張について

問

鯉地区の都市計画未整備地区内の水路についてですが、町道に沿った水路のボックス化による道路拡張の2路線の要望が数年にわたり建設課への要望事項に提出されております。鯉区として狭窄道路の解消や緊急車両の運行に支障があるとの認識に基づいての要望活動と思っております。建設課、都市計画課に対して2つの視点でお尋ねする。

1点目ですが安心安全な住環境の整備として、水路の流速を早める事で出水期の冠水を防ぐ機能の強化としての防災・減災としての取組。

2点目は鯉森崎橋線の都市計画道路整備については鋭意努力頂いているものと思いますが、都市計画の未整備地区の補完としての取組が必要になるため、部分的に地域の狭窄道路の改修が必要であり、都市計画道路の整備だけでは完結出来ないと思われる。鯉地区は近年豪雨による道路冠水が続いております。昨年も質

建設課長

～1点目の答弁～

問しましたが国へ要望する排水ポンプの倍加。町で取り組む事業それぞれでの対応も必要と思われるので以上の視点で取組出来ないかお訊ねする。

昨今の激甚化、頻発化する大雨に伴う水害の影響を考えますと、流下能力向上を目的とした水路改修は効果的な手法の一つと考えますが、今回ご質問の区域には都市計画道路整備事業などの計画があるため、現時点において道路拡張を行うことは難しい状況です。

ただし、事業計画の区域外においては防災・減災を目的とした各種整備は可能と考えます。よって、それぞれの事業間で連携を図りつつ、適正な投資かつ有効的な公共施設整備が望めるものを検討していきたいと考えます。また、内水位上昇に伴う冠水対策に関しては排水ポンプの能力となりますので、排水ポンプの能力向上をはじめ、水害から町を守るた

めの河川改修要望を今後も継続して行って参ります。

都市計画課長

～2点目の答弁～

都市計画道路鯉森崎橋線につきましては、町内の交通ネットワークの強化並びに災害時の避難路確保などの観点から、町の重要な事業と考えております。事業推進に向け地元説明会や鯉地区の方へ住民アンケートを実施し、課題となります地元の方々との合意形成に向けて準備を進めているところです。

合意形成が図られましたら、用地の確保などを行い、路線整備に向けて順次進めていく計画としております。

また、鯉森崎橋線を整備する上では、狭窄道路と接続する箇所もあり、春日議員ご指摘のとおり、周辺の狭窄道路の改修が必要となる箇所も考えられますので、安心・安全に暮らせる住みよいまちづくりの在り方などを念頭に置きながら、計画を立てて行きたいと考えております。

しかしながら、何よりも地元の方々との合意形成なしには事業推進は困難となりますので、住民説明会でお示ししましたとおり、来年度中の合意形成と早期の事業着手に向け丁寧な説明と調整に努めるとともに、建設課と連携しながら施設整備を行うて参ります。

議員

鯉地区の都市計画整備は都市計画道路新設だけでは終われないと思います。計画がある以上、面的な整備は必要であり、その一部で水路のボックス化による道路整備をお願いするものです。総合計画アンケート結果でも道路整備が最上位になっていると思いますのでよろしく願いたい。

【その他の質問】

○水害時の伝達及び周知について
河川樋門の開閉及び排水ポンプの稼働に伴う内水対策への注意喚起周知について

○北甘木地区坊主池の車両避難施設整備計画について





増岡 司 議員

□ ゆうすいの杜を核とした 将来戦略について

問

ゆうすいの杜は、大規模な土地区画整理事業（計画面積70・8ha）が進められております。

しかし、この事業は次のような課題と可能性の両面を持っております

①土地区画整理事業の早期完成を求める声が非常に強い。

・大規模な計画であり、高齢地権者には大きな不安がある。

②TSMC進出を契機に、熊本県は、「くまもとサイエンスパーク構想」を進めている。

・この構想に積極的に関わり、役割を明確に位置付けるべきではないか。

③人口減少社会の中で、将来の人口減少は避けられない。

・ゆうすいの杜のポテンシャルを活かし、企業・教育・研究機関の誘致など積極的な戦略が必要ではないか。

このような状況を踏まえて、町長は、「ゆうすいの杜」の将来像をどのように考えておられるのかをお尋ねします。

町長

① 1-1工区（南）の造成

① 1-1工区（南）の造成
② 1-2工区（北）の造成
③ 1-3工区（東）の造成
④ 1-4工区（西）の造成
⑤ 1-5工区（南東）の造成
⑥ 1-6工区（北東）の造成
⑦ 1-7工区（南西）の造成
⑧ 1-8工区（北西）の造成
⑨ 1-9工区（南東）の造成
⑩ 1-10工区（北東）の造成
⑪ 1-11工区（南西）の造成
⑫ 1-12工区（北西）の造成
⑬ 1-13工区（南東）の造成
⑭ 1-14工区（北東）の造成
⑮ 1-15工区（南西）の造成
⑯ 1-16工区（北西）の造成
⑰ 1-17工区（南東）の造成
⑱ 1-18工区（北東）の造成
⑲ 1-19工区（南西）の造成
⑳ 1-20工区（北西）の造成
㉑ 1-21工区（南東）の造成
㉒ 1-22工区（北東）の造成
㉓ 1-23工区（南西）の造成
㉔ 1-24工区（北西）の造成
㉕ 1-25工区（南東）の造成
㉖ 1-26工区（北東）の造成
㉗ 1-27工区（南西）の造成
㉘ 1-28工区（北西）の造成
㉙ 1-29工区（南東）の造成
㉚ 1-30工区（北東）の造成
㉛ 1-31工区（南西）の造成
㉜ 1-32工区（北西）の造成
㉝ 1-33工区（南東）の造成
㉞ 1-34工区（北東）の造成
㉟ 1-35工区（南西）の造成
㊱ 1-36工区（北西）の造成
㊲ 1-37工区（南東）の造成
㊳ 1-38工区（北東）の造成
㊴ 1-39工区（南西）の造成
㊵ 1-40工区（北西）の造成
㊶ 1-41工区（南東）の造成
㊷ 1-42工区（北東）の造成
㊸ 1-43工区（南西）の造成
㊹ 1-44工区（北西）の造成
㊺ 1-45工区（南東）の造成
㊻ 1-46工区（北東）の造成
㊼ 1-47工区（南西）の造成
㊽ 1-48工区（北西）の造成
㊾ 1-49工区（南東）の造成
㊿ 1-50工区（北東）の造成
㊿ 1-51工区（南西）の造成
㊿ 1-52工区（北西）の造成
㊿ 1-53工区（南東）の造成
㊿ 1-54工区（北東）の造成
㊿ 1-55工区（南西）の造成
㊿ 1-56工区（北西）の造成
㊿ 1-57工区（南東）の造成
㊿ 1-58工区（北東）の造成
㊿ 1-59工区（南西）の造成
㊿ 1-60工区（北西）の造成
㊿ 1-61工区（南東）の造成
㊿ 1-62工区（北東）の造成
㊿ 1-63工区（南西）の造成
㊿ 1-64工区（北西）の造成
㊿ 1-65工区（南東）の造成
㊿ 1-66工区（北東）の造成
㊿ 1-67工区（南西）の造成
㊿ 1-68工区（北西）の造成
㊿ 1-69工区（南東）の造成
㊿ 1-70工区（北東）の造成
㊿ 1-71工区（南西）の造成
㊿ 1-72工区（北西）の造成
㊿ 1-73工区（南東）の造成
㊿ 1-74工区（北東）の造成
㊿ 1-75工区（南西）の造成
㊿ 1-76工区（北西）の造成
㊿ 1-77工区（南東）の造成
㊿ 1-78工区（北東）の造成
㊿ 1-79工区（南西）の造成
㊿ 1-80工区（北西）の造成
㊿ 1-81工区（南東）の造成
㊿ 1-82工区（北東）の造成
㊿ 1-83工区（南西）の造成
㊿ 1-84工区（北西）の造成
㊿ 1-85工区（南東）の造成
㊿ 1-86工区（北東）の造成
㊿ 1-87工区（南西）の造成
㊿ 1-88工区（北西）の造成
㊿ 1-89工区（南東）の造成
㊿ 1-90工区（北東）の造成
㊿ 1-91工区（南西）の造成
㊿ 1-92工区（北西）の造成
㊿ 1-93工区（南東）の造成
㊿ 1-94工区（北東）の造成
㊿ 1-95工区（南西）の造成
㊿ 1-96工区（北西）の造成
㊿ 1-97工区（南東）の造成
㊿ 1-98工区（北東）の造成
㊿ 1-99工区（南西）の造成
㊿ 1-100工区（北西）の造成

② 「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」に基づく広域構想ですが、現在、半導体産業を中心に合志市・菊陽町・大津町・菊池市など複数拠点で機能を分担する「分散型サイエンスパーク」として展開されて

います。熊本県から具体的な説明や町から熊本県への積極的な要望や提案は行われておりません。今後分散型での事業推進が見込まれます。将来的な展望に注視しながら、ゆうすいの杜の魅力やインターチェンジへの交通アクセスの良さなど、地域が持つ利点を活かした関わりができないか検討して参ります。

③ ゆうすいの杜を核とした将来戦略は、単なる開発ではなく、嘉島町の未来を形づくる総合的なビジョンであります。総合計画や現在作成中の都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、住民の声に耳を傾け、関係機関と連携しながら、持続可能なまちづくりを着実に進めて参ります。

また、社会情勢の変化や住民ニーズを踏まえ、商業施設区域の拡大やくまもとサイエンスパーク構想を視野に入れた関連企業や研究施設、人材育成拠点の誘致など、必要に応じて計画の見直しや改善を行い、柔軟かつ機動的に対応して参ります。

【その他の質問】

○「行政運営組織の効率化」について





森田 義雄 議員

- ネーミングライツの募集推進について
- 物価高騰に伴う給食費への影響について

問

現在、本町ではネーミングライツ、いわゆる施設命名権をお願いしているのは、総合運動公園のみですが、財政的に厳しい状況にありますので、色々な施設についても、ネーミングライツを募集する事で、財政運営の一助に成るものと思います。企業を探すのは大変だと思いますが、ネーミングライツを推進する考えはないかお尋ねします。

町長

近年、自治体においても財源確保の一手段として、大いに活用されております。本町におきまして、令和3年度に広告掲載要領を制定し、熊本トヨタ自動車株式会社とネーミングライツ契約を締結し、愛称「くまトヨスポーツパーク」の利用が、令和4年度から開始されております。財政状況が厳しい中、持続可能な財政運営を図るため、多角的な財源確保を検討していく必要がありますので、他自治体の事例も参考にしながら、対象施設の選定や収入見込み等必要な調査・検討を進めてまいります。また、ネーミング

議員

グライツは企業にとってPR効果やイメージアップ効果が期待でき、双方にメリットがありますので、取組んで行きたいと考えております。

町長より回答を頂きまして有難うございます。令和4年度に町総合運動公園に、熊本トヨタ自動車株式会社と「くまトヨスポーツパーク」の名称で契約が成立しております。先程も言いましたが、企業を探すのは大変だと思いますが、町内にある大きな企業（例えばサントリー・イオン等）や「企業版ふるさと納税」による寄付をされる企業あたりに、相談されるのも良い方法だと考えます。企業にとっては、PR効果やイメージアップの効果が、必ずあると予想されますし、町にとつては、財政的にも助かりますので、是非、推進される事をお願いします。

問

中東情勢の混乱の長期化に伴い、原油価格は値上がり、ガソリン価格は高止まりして、色々な物が異常に高騰しております。

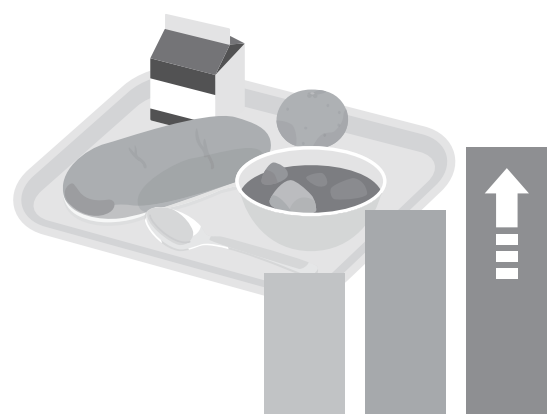
企業も色々と努力している様ですが、今後も、物価高騰への不透明な状態が続く可能性があります。給食費の原材料も、当然の事ながら高騰し、調達にも悩まれて居られるのではないかと思います。給食費の価格等への影響についてお尋ねします。

学校教育課長

給食センターにおける食材費にも影響が現れており、特に懸念しているのが牛乳で、昨年と比較すると、年間で100万円程度の増加が見込まれますが、牛乳は栄養価的にも給食に欠かす事が出来ないもので、毎日提供しております。牛乳以外にも値上がりしている食材はありますが、献立や食材の見直し等でコスト削減に取り組んでおります。今年度から保護者の給食費負担を軽減するために開始された国、県の補助金に町単独分を上乗せする形で補助金を頂いて居りますので、給食の質を落とすことなく、これまで同様、コスト意識を持って安心・安全な給食の提供に努めると共に、原材料の価格に関する情報収集を行ってまいります。

議員

学校教育課長から中東情勢の混乱の長期化に伴い、給食用食材にも影響が現れ、大変憂慮しているとの回答がありました。近年の食品の値上げ品目は、2024年が12,520品目、2025年が20,609品目、2026年に入っ



て、値上げラッシュは、落ち着いていたが、4月頃から中東情勢の影響により、徐々に物価が値上がり、今年も2万品目前後が値上がりするのではないかと予想されています。物価高騰対策として、6年度は児童・生徒1人当たり月500円、7年度は1人当たり月700円が国から助成されましたが、今年度は、児童1人当たり月5,200円の補助があつておりますので、物価高騰対策としての助成があるのかどうかは不透明な状況です。助成がない場合は、一般財源での手当てとなりますが、値上げ分を全て町が負担する場合は、保護者・議会・財政担当者との十分協議されます様お願いしまして質問を終わります。



満田 和浩 議員

□シェアサイクルサービスの取組みは

問

都市部に行かれると赤い自転車が駐輪場に置かれているのを近年よく見られるようになりました。いわゆる「チャリチャリ」と呼び、熊本県においても熊本市、菊陽町、天草市等で採用されているようです。

専用アプリの使用決済を行い、分単位で近距離の移動が特徴で本町の地理的環境および熊本市との連携や通勤通学手段の活用として有効であると考えます。渋滞緩和や排ガス軽減等、環境面、健康増進まで幅広くメリットがあるので検討しては如何か。

企画情報課長

シェアサイクルにつきましては、近年、特に都市部における導入も広がっており、通勤通学の手段や渋滞の緩和、また、環境面なども含めまして幅広い効果が期待される事業であると考えております。

本町におきましては、人が集まるハブ的施設としてバスターミナルもありますので、検討の余地は十分あるかと思っております。

るかと思っております。シェアサイクルが導入できるのか？この取組みについて今後検討して参ります。

検討にあたりましては、まず町としてどのような目的で導入をするのか？ここを明確にする必要があるかと思っております。次に拠点をどこに置くのか。事業運営にかかる費用の算出。などを検討することになります。

例えば、生活利便性の向上のために通勤通学をターゲットとした場合と、観光やレジャー施設を活用する場合では、拠点や自転車の数も異なりますので、当然、経費も異なります。この他にも本町の地域課題に對しまして、シェアサイクルの導入が解決手段となるのか？など、検討をしていく中で、やはり「導入目的を明確」にする必要があるかと思っております。

この他、当然ではあります。二、三の確認と上位計画との整合性、またルール決めなど条例化をするのか、また、民間事業者との連携、

携、民間事業者の活用も踏まえながら、また視野に入れながら持続可能な運営スキームの構築についても並行して検討して参りたいと思っております。

【その他の質問】

○下水道事業の展望は





川野 伸一 議員

□ 未整備水路の環境衛生対策は

問 この質問に関しては、平成29年第4回定例会において質問させて頂いた町内に於ける未整備のまま放置されている水路について再度伺います。

本来、水路は国有財産水路ではありませんが、現在はその財産を各町村へ移譲されて、その管理を各行政区へお願いしているとの事でしたが、農業用排水路のように整備された水路については区役等で管理されますが、雑木や竹林等で覆われた水路に関しては町の予算で整備されるのが当然だと思いますが、改めて町の見解を伺います。

町長

未整備水路の大半は法定外水路という位置づけとなり、河川法の適用・準用を受けない生活水路及び農業用水路となります。本来は国有地だったものが、地方分権一括法の施行により当該公共物が存在する市町村へ無償譲与されました。

法定外公共物は地域生活に密着したものが多くを占めるため、日常的な維持管理はその利益を受ける地元

住民や受益者が行うのが一般的とされています。

よって、町に対して法定外公共物の維持管理に関する要望が寄せられた際にはその旨をご理解いただき、行政区または受益者による維持管理をお願いしているところです。

しかし、昨今の少子高齢化の影響や農業従事者の減少も相まって、法定外水路の除草作業や堆積泥の除去など、維持管理が追いつかない現状の解消を町へ要望されるケースも増えてきております。

この状況を受け、地元住民や受益者による人力作業では困難と思われる水路敷内の作業に限り、令和7年度から新たに確保した予算により町が作業の一端を担うこととし、区が抱える問題を多少でも解消する様に努めています。

また、要望の中には一般的な維持管理以外に機能向上などの改修を求められるものもあります。しかし、この様なケースは予算規模が比較的大きくなる傾向となりますが、様々な事

情があることも拝察しますので、状況や要望に至るまでの経緯などを確認させて頂き、その後の対応を協議、検討させて頂ければと思います。

【その他の質問】

- 本町の治水対策について
- 消防団員確保の為の町の取組は



穴井 智子 議員

□ 「くまなびの日」の取り組みについて

□ 部活動地域移行・展開委託事業において

問

熊本県教育委員会の取り組みとして子どもが保護者とともに、郊外で体験的な学習活動を行うとき欠席とはせず、「出席停止・忌引き等」とするところあり、対象は中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚園を含む）の子どもです。※一部の市町村立学校の子どもも対象です。

本件については、どのようにお考えをお伺いします。

熊本県教育委員会では、令和6年度から子どもと家族が一緒に過ごす時間を確保する新たな「学び方」として、平日に保護者と過ごす活動等を学校欠席扱いとしない制度の導入が進められました。社会全体で働き方や価値観が変化する中、家庭での体験や学びを尊重する取り組みとして進められました。

学校教育課長

ご質問の「くまなびの日」についての目的や趣旨等については、穴井議員がお述べになったとおりであると認識しており、教育委員会としてしましても本制度の導入に向け、前向きに検討を行っております。

導入にあたっては保護者への周知はもちろん、学校側の制度への準備が必要です。具体的には、例外的に認めることができない学校行事やテスト期間をあらかじめ決めておくことや、事前届け出の方法等について検討しておく必要があります。

熊本県をはじめ、先行して導入し

ている自治体の事例を参考にしつつ、本格導入の前に試行期間を設けることで、実際の運用状況や保護者・地域の反応を見ながら、制度の見直しや改善点を洗い出し、よりスムーズな導入を図ることができると考えています。今年度中できるだけ早期に、試行期間の導入を目指していきたいと考えております。(2学期より実施される予定)

問

1. 検討委員会の構成、役割及び議事録の有無について
※要綱確認、議事録あり

2. 当該委託事業の募集から採択までの流れについて

3. 事務局及び検討委員会委員と採択団体との関係性確認について

4. 公平性・透明性確保の観点から、町として今後どのように説明していく考えか

5. 部活動地域移行における持続性の観点からの課題等

子どもたちの将来的なスポーツ環境を左右する重要施策であり、持続可能なカタチになっているのか？公平性・透明性・説明責任の確保が強く求められると思いますが、保護者や部の部活動関係者より「よくわからない」という声が聞かれています。

近隣の町は慎重に進めるとのことですが、移行には時間を要すると決定したそうではありますが本町はこの4月開始していると思います。

本町のこれまでの移行状況と現況等をお尋ねします。

社会教育課長

本町における学校の部活動地域展開(移行)につきましては、国のガイドライン、県の推進計画に基づき検討を重ねてまいりました。

具体的には、昨年度、検討委員会の設置、ニーズ等把握のための小・中学生及び保護者、中学校の先生を対象としたアンケート調査の実施、アンケート結果を踏まえた「嘉島町部活動地域移行推進計画」の策定などを行っております。

運営団体の選定につきましては、活動の理念、実績、ノウハウ、研修の実施状況も勘案し「嘉島町総合地域クラブ」に委託をしました。

運営団体については選定理由も併せて推進計画の中に記載をしております、また、アンケート結果や推進計画は町のホームページに掲載していることから公平性や透明性は確保していると考えています。

現在の取り組みとしては、今年8月から指導者の確保が見込める4つの部活動の土日・祝日の活動について地域部活動への展開を進める予定です。4月に検討委員会、5月には保護者説明会を開催し、課題の整理や今後の方向性の周知を図っているところです。

また、地域展開後も、各関係機関

との情報共有や課題解決に向けた連絡会議を開催し、活動の充実を図っていきます。

国は令和8年度から13年度を改革実行期間として、期間内に原則、全ての部活動の休日の地域展開を目指しています。本町としてもまずは休日の地域展開から進め、体制が整い次第、平日の地域展開も進めていきます。

議員

部活動の地域展開は、子どもたちの将来のスポーツ環境を左右する重要な施策であり、持続可能性とともに、公平性、透明性、説明責任の確保が求められるものと考えています。

上益城郡5町において、本町は周辺自治体の動向を踏まえながら施策を進めることが多い中、今回の地域展開事業については、昨年度に検討委員会での協議が行われていた一方で、当初予算には既に関連予算が計上されていたことから、町民や保護者の中には、公平性に対する不安の声も聞かれた。

また、保護者アンケートでは不安や懸念を示す意見が多数寄せられていたと聞いておりますが、それらがどのように事業へ反映されたのかについて、十分な説明がなされているとは言い難い状況であった。さらに、指導者として検討委員会委員に選出された方からも、「全体像や進め

方がよく分からなかった」との声が聞かれており、委員間における情報共有や合意形成のあり方、さらには検討過程の透明性についても検証が必要ではないかと考える。

委託先となった団体は、これまで社会教育や地域活動の分野で積極的に取り組みされており、その活動を否定するものではない。しかしながら、事業の進め方や検討過程について十分な説明がなされなければ、結果として団体に対しても不必要な批判や誤解が生じることになりかねない。

行政としては、委託先の選定過程や検討委員会の役割、利益相反への配慮、保護者アンケートの反映状況などについて、丁寧な説明責任を果たすことが重要であると考え、今後の事業者選定や委託契約においては、町民や保護者、関係者から疑問を持たれることのないよう、公平性と透明性を十分に担保した制度運用に努めるべきである。





木下 武 議員

嘉島町の避難体制について

問

近年、全国各地で豪雨や地震などの災害が相次いでいます。昨年12月の一般質問では町の避難体制について質問し、「今後検討する」との回答がありました。

しかし、嘉島町には洪水時に利用できない避難所もあり、「本当に避難できるのか」「どこへ避難すればいいのか分からない」と不安を感じる町民の声があります。

そこで、この半年間で避難体制の見直しや検討がどこまで進んだのか、具体的な取り組みについて伺います。

町長

町では、昨年の一般質問を受け、「マイ・タイムライン」の作成・普及を進めています。

マイ・タイムラインとは、水害時に「いつ」「どこへ」「どのように避難するか」を家族で事前に決めておく避難計画です。今年7月には各行政区の自主防災組織を対象とした講習会を開催し、地域での作成支援を進めます。

また、町ホームページには気象情報や河川水位、防災情報へのリンク

を設け、必要な情報を確認しやすい環境を整えました。

さらに、洪水時の避難場所は、町地域防災計画で指定避難所を10ヶ所、うち平屋建ての2ヶ所を除き、比較的高台にある3ヶ所を追加し、風水害の緊急避難場所を11ヶ所位置づけしたほか、民間企業との協定により一時避難場所や車両避難スペースの確保も進めています。

今後、町民が安心して避難できる体制づくりを進めていきます。

議員

町ホームページの防災情報ですが、実際に確認すると必要な情報にたどり着きにくく、高齢者を含め誰もが利用しやすい内容への改善が必要だと感じました。

また、嘉島町は四方を河川に囲まれており、昨年8月の豪雨では、堤防決壊や越水が発生すれば町全体に大きな被害が及ぶ危険性を改めて実感しました。

そこで、ホームページのさらなる改善と、国・県に対して河川改修や

堤防強化をどのように要望してきたのか伺います。

町長

町ホームページの防災情報については、誰もが必要な情報にすぐアクセスできるよう、さらに改善を進めます。

また、昨年8月の豪雨災害を受け、緑川河川国道事務所長へ河川改修や堤防強化の必要性を直接口頭で要望しました。

さらに、現在4車線化が進められている国道445号については、西側の熊本嘉島線まで4車線化することで、堤防強化や避難経路の確保、県道田原線へのアクセス向上につながり、企業誘致にも効果が期待できることから、引き続き国へ要望していきます。

緑川や御船川をはじめとする河川改修や堤防強化についても、国・県へ継続して要望活動を行います。

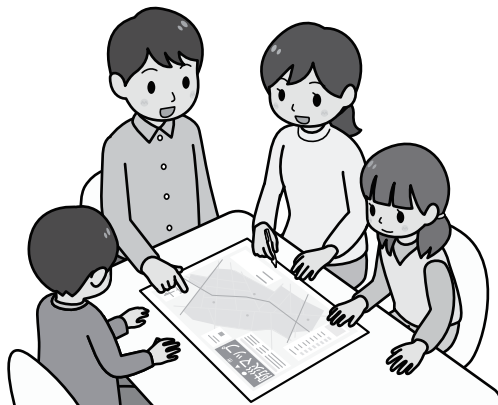
議員

緑川沿線の堤防道路4車線化は、集落内への通過交通を抑制し、特に下仲間・上仲間・高田地区の生活道路の安全確保につながるだけでなく、浸水被害の軽減、防災・減災、企業誘致や地域経済の活性化にもつながる重要な事業です。

また、防災・減災や国土強靱化は嘉島町だけで進められるものではなく、国・県との連携が不可欠です。

嘉島町の将来を見据えた基盤整備として、河川改修や堤防強化、防

災・減災対策の早期実現に向け、国・県と連携しながら積極的に要望活動が続けるよう強く要望します。



一部事務組合議会報告・主な議会活動・議員研修受入

上益城消防組合（川野議員・満田議員）

議会報告 令和8年第1回臨時会（令和8年3月30日開催） **原案のとおり可決しました。**

- ・上益城消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・求償請求の額の決定及び和解について
- ・令和7年度上益城消防組合一般会計補正予算（第4号）について

主な議会活動（令和8年4月から令和8年6月まで）

月 日	項 目	場所等
4月7日	九州中央自動車道建設促進沿線議会期成会 会計監査（川野副議長）	正副議長室
4月7日	加勢川改修促進期成会監査（境野議長）	正副議長室
4月7日	上益城廃棄物処理施設打合せ （境野議長・川野副議長）	正副議長室
4月9日	嘉島西小学校・東小学校・中学校入学式	小中学校体育館
4月9日	広報特別委員会（第58号編集会議）	監査委員室
4月10日	令和7年度嘉島町人権教育推進協議会 収支決算監査（境野議長）	嘉島町民会館
4月10日	嘉島町都市計画審議会（境野議長、森田、 満田）	役場庁議室
4月16日	熊本地震10年犠牲者合同追悼式（境野議長）	熊本城ホール
4月17日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	監査委員室
4月18日	令和8年度嘉島町文化協会総会（境野議長）	嘉島町民会館
4月24日	令和8年度嘉島町老人クラブ連合会総会 （境野議長）	嘉島町民会館
4月29日	山都町グラウンドデザイン施工式典（境野議長）	山都町総合体育館
5月10日	令和8年度緑川水防演習（境野議長）	御船町
5月12日	一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会 令和7年度収支決算監査（境野議長）	正副議長室
5月13日	随時監査町長報告（増岡議選監査委員）	町長室
5月13日	九州中央自動車道建設促進沿線議会期成会 理事会・監事会（境野議長・川野副議長）	役場会議室
5月14日	上益城郡町村議会議長会第1回臨時会	御船町
5月15日	令和8年度町村議会議長研修会（境野議長）	自治会館
5月16日	嘉島中学校運動会（境野議長）	嘉島中学校
5月20日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	監査委員室
5月21日	嘉島町社会教育委員会議・公民館運営審 議会（境野議長）	嘉島町民会館
5月22日	かしま水の郷まつり実行委員会（境野議長）	役場庁議室
5月22日	令和8年度嘉島町商工会通常総会（境野議長）	福祉センター

月 日	項 目	場所等
5月23日	嘉島西小学校運動会（境野議長）	西小学校
5月25日	議会運営委員会	役場庁議室
5月25日	上益城広域連合例月出納検査 （増岡議選監査委員）	上益城広域連合
5月26日	社会福祉協議会理事会（増岡）	福祉センター
5月26日 ～27日	全国町村議会議長・副議長研修会（境野 議長・川野副議長）	東京国際 フォーラム
5月28日	上益城広域連合全員協議会（境野議長、増岡）	上益城広域連合
5月29日	上益城廃棄物処理施設整備事業に関する議 長報告会（境野議長、川野副議長）	嘉島町民会館
6月1日	上益城郡社会教育委員連絡協議会大会 （境野議長）	嘉島町民会館
6月3日	令和8年度嘉島町食品衛生協会総会（境野議長）	嘉島町民会館
6月7日	令和8年度熊本都市圏3連絡道路建設促 進協議会総会（境野議長）	熊本テルサ
6月9日 ～11日	令和8年第2回嘉島町議会定例会・ 全員協議会	議場 議員控室
6月12日	やな開き（境野議長）	甲佐町やな場
6月16日	町社会福祉協議会定時評議員会（増岡）	福祉センター
6月16日	嘉島町人権教育推進協議会総会（境野議長・ 増岡・満田）	嘉島町民会館
6月17日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	監査委員室
6月18日	福岡県遠賀町議会行政視察（境野議長、 増岡、森田、満田、春日）	役場会議室
6月22日	広報特別委員会（第59号編集会議）	監査委員室
6月24日	第25回上益城農業協同組合通常総代会 （境野議長）	嘉島町民会館
6月25日	令和8年度嘉島町青少年育成町民会議総会 （境野議長）	役場会議室
6月25日	社会を明るくする運動実施委員会（境野議長）	役場会議室
6月29日	上益城消防組合議会臨時会（川野、満田）	消防本部議場
6月29日	令和8年度御船地区防犯協会連合会評議員会 （境野議長）	御船警察署

議員研修受入

6月18日、福岡県遠賀町議会 議会運営委員会の方々が嘉島町の議会運営の取組について行政視察に来町されました。各町の抱える問題点など、活発な意見交換が行われました。



みんなのフォトコーナー・地域からこんにちは

みなさんからの写真を募集しています

議会事務局に写真を持参いただくか、メールの場合は、写真を添付し氏名、コメントを入力のうえ gikai@town.kashima.kumamoto.jp まで送信してください。



全国大会出場を果たした
嘉島ジュニアバレーボール
男子チームの皆さん



子ども食堂×ワークショップでダンス
披露する K-Bunnies・K-Glow ☆ UP
の皆さん（フットボールセンターコス
モスにて）



炎天下の中、麦刈り作業を行う
藤田 堅さん（鯉）

地域から こんにちは

馬祭り（7月18日） 犬渕地区

田植えも終わり、本格的な夏を迎えるころ 今年も伝統の
犬渕十五神社馬祭りが行われました。

この祭りの由来は農作業で働く農耕馬を労い、五穀豊穡や
民衆の無病息災を祈願することであり、数百年（一説では
400年）以上続いているとも言われています。

祭りは毎年7月18日に行われ、笛の音と車輪付きの台座に
載せた大太鼓の打ち出しに始まり、最初に十五神社にてご祈
禱を済ませ、区内を練り歩き水神さんにも安全を祈願します。
杉原区長の話では、例年午後からの開催で、コロナ禍以前
は集落内のすべての家々に立ち寄りもっと時間をかけて練り
歩いていたそうです。しかしながら近年の猛暑も考慮し、今
年は午前中に変更されました。

地区の役員と消防団、老人会、子供会など地域住民で担っ
てきたが、少子高齢化による人員確保が危惧されるとしなが
らも、古くからの伝統文化を次世代へ繋げて行きたいとのこ
とでした。（写真は祭りの様子）



※次の議会は、9月に開催予定です。

議会の傍聴は議会当日に手続きすれば、どなたでも傍聴できます。傍聴受付は午前9時からです。

代理人による受付はできません。必ず傍聴されるご本人が受付をおこなってください。お問い合わせは、議会事務局まで。（☎096-237-5525）

編集後記

日差しが一段と強くなり、夏
の訪れを感じる季節となりました。
た。広報特別委員会では、より
読みやすく親しみやすい広報誌
を目指しレイアウトや表現の工
夫について、毎回熱い議論を重
ねています。町政の「今」を分
かりやすく伝えるため委員一同
これからも現場の熱量を誌面に
込めてまいります。次回の広報
誌もどうぞお楽しみに。

（森下）



発行責任者

議長 境野 隆文

委員長 満田 和浩

副委員長 森下 文夫

委員 齊藤 進

委員 穴井 智子

委員 木下 公和

委員 春日 武